

第一種特定化学物質に指定することが適当とされた  
ペルフルオロ(オクタン - 1 - スルホン酸)(別名PFOS)又は  
その塩など9種類の物質(12物質)についての所要の措置  
及び

第二種特定化学物質が使用されている場合に  
技術上の指針の公表等を行う製品の指定について  
(案)

平成21年7月23日(木)

薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会  
化学物質審議会安全対策部会  
中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

1. 第一種特定化学物質に指定することが適当とされたペルフルオロ(オクタン - 1 - スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩など9種類の物質(12物質)についての所要の措置について

化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会及び薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会において、第一種特定化学物質に指定することが適当と判断されたペルフルオロ(オクタン - 1 - スルホン酸)(以下、「PFOS」という。)等の12物質<sup>(1)</sup>について、本年5月に改正された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「改正化審法」という)に基づき、平成22年4月を目途に(必要に応じ、一定の猶予期間を設けることも検討)、化審法施行令を改正し、第一種特定化学物質の指定と併せて、以下の所要の措置を講じることが適当である。なお、現時点で実態が不明な点については、今後、早急に調査を行い、その結果やパブリックコメント等により、新たな実態が判明した場合、追加的に措置を講じることについても検討すべきである。

第一種特定化学物質に指定することが適当と判断された12物質

- ・ペルフルオロ(オクタン - 1 - スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩
- ・ペルフルオロ(オクタン - 1 - スルホニル) = フルオリド(別名PFOSF)
- ・ペンタクロロベンゼン
- ・r - 1, c - 2, t - 3, c - 4, t - 5, t - 6 - ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 - ヘキサクロロシクロヘキサン)
- ・r - 1, t - 2, c - 3, t - 4, c - 5, t - 6 - ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 - ヘキサクロロシクロヘキサン)
- ・r - 1, c - 2, t - 3, c - 4, c - 5, t - 6 - ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 - ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)
- ・デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0.2,6.0.3,9.0.4,8]デカン - 5 - オン(別名クロルデコン)
- ・ヘキサブロモビフェニル
- ・テトラブロモ(フェノキシベンゼン)(別名テトラブロモジフェニルエーテル)
- ・ペンタブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ペンタブロモジフェニルエーテル)
- ・ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサブロモジフェニルエーテル)
- ・ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘプタブロモジフェニルエーテル)

1) 第一種特定化学物質を使用することができる用途について(改正化審法第14条)

他の物による代替が困難であり、かつ、第一種特定化学物質が使用されることにより、環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないため、以下の用途について、第一種特定化学物質の使用を認めることが適当である。

第一種特定化学物質	用途
PFOS 又はその塩	半導体用のレジストの製造
	エッチング剤(圧電フィルタ用又は高周波に用いる化合物半導体用のものに限る。)の製造
	業務用写真フィルムの製造

用途についての表現の仕方は今後、変更がありうる。

- 2) 第一種特定化学物質が使用されている場合に技術上の指針等に従わなければならない製品について(改正化審法第17条)

環境汚染を防止する観点から、下表に掲げる製品について、第一種特定化学物質が使用されている場合は、取扱事業者が技術上の指針への適合義務や表示義務を課すことが適当である。

第一種特定化学物質	製品
PFOS又はその塩	半導体用のレジスト
	エッチング剤(圧電フィルタ用又は高周波に用いる化合物半導体用のものに限る。)
	業務用写真フィルム
	泡消火薬剤、消火器用消火薬剤(業務用のものに限る。)及び業務用消火器

製品についての表現の仕方は今後、変更がありうる。

- 3) 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について(改正化審法第13条)

第一種特定化学物質が使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、第一種特定化学物質が使用されている場合は、輸入を禁止することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
PFOS又はその塩	航空機用の作動油
	紡糸用の処理剤
	金属用又は半導体(高周波に用いる化合物半導体を除く。)用のエッチング剤
	工業用のメッキ処理剤
	半導体用の製造に使用する反射防止剤
	工業用の研磨剤
	泡消火薬剤、消火器用消火薬剤(業務用のものに限る。)及び業務用消火器
	防虫剤(ありの防除用のものに限る。)
	印画紙
テトラプロモジフェニルエーテル	塗料
	接着剤
ペンタプロモジフェニルエーテル	塗料
	接着剤

製品についての表現の仕方は今後、変更がありうる。

## 2. 第二種特定化学物質が使用されている場合に技術上の指針の公表等を行う製品の指定について(改正化審法第27条)

本年5月に改正された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「改正化審法」という)に基づき、平成22年4月を目途に、同法施行令を改正し、環境汚染を防止する観点から、下表に掲げる製品について、第二種特定化学物質が使用されている場合は、技術上の指針を公表し、取扱事業者に表示義務を課すことが適当である。

第二種特定化学物質	製品
トリクロロエチレン	1. 接着剤(動植物系のものを除く。) 2. 塗料(水系塗料を除く。) 3. 金属加工油 4. 洗浄剤
テトラクロロエチレン	1. 加硫剤 2. 接着剤(動植物系のものを除く。) 3. 塗料(水系塗料を除く。) 4. 洗浄剤 5. 繊維製品用仕上加工剤
トリブチルスズ化合物	1. 防腐剤及びかび防止剤 2. 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)